

青森県報

号外第三十四号の二

平成二十六年

四月一日

(火曜日)

目 次

告 示

県内全域を東青地域県民局の所管区域とする保健、医療、
公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務の一部改正
(健康福祉課) : 一

告 示

青森県告示第三百二十一号

平成二十五年四月一日青森県告示第三百六号(県内全域を東青地域県民局の所管区域とする保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務)の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 歯科口腔保健の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号)の規定による
歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援に関する事務

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
森 号
県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭